

行政通知の読み方・使い方

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

（平成29年4月1日総務省第28号、
各都道府県知事宛 総務大臣通知）

解説・武田 直人
（総務省自治税務局市町村税課
住民税第二係長）

1 はじめに

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして平成20年度税制改正によって創設されたものである。その実績は着実に伸びており、平成29年7月に総務省が公表した「ふるさと納税に関する現況調査結果」(以下、「現況調査結果」という。)によると、平成28年度受入実績額は約2844億円となっており、対前年度で約1.7倍となっている。ふるさと納税を通じて寄せられた資金は、子育てや教育、まちづくりなどに活用され、地域の活性化に資するとともに、災害時における

被災地への支援としても役立っている。

一方、ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、各地方団体が独自の取組として行っている返礼品の送付については、「地方団体間の返礼品競争が過熱している」「一部の地方団体において、ふるさと納税制度の趣旨に反した返礼品が送付されている」との厳しい指摘が国会や報道等でなされた。

総務省では、各地方団体に対し、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」(平成28年4月1日付け総務省令第37号)等を通じて、ふるさと納税に関する事務について、良識ある対応をお願いしてきたが、一部の団体においてふるさと納税の趣旨に反するよう

な返礼品が送付されている状況が続けば、制度全体に対する国民の信頼を損なうほか、他の地方団体に対しても好ましくない影響を及ぼす懸念があることから、返礼品送付に係る課題の洗い出しと改善策を検討するため、有識者や地方団体へのヒアリングを実施した。このヒアリング結果を踏まえ、平成29年3月31日、総務省として、返礼品送付に係る改善策を取りまとめ、公表した。

具体的には、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付け総務省第28号。以下、「総務大臣通知」という。)を发出し、ふるさと納税制度を健全に発展させていくためにも、改めて、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を徹底するようお願いしたほか、ふるさと納税の趣旨に反するような事例について、これまで都道府県を通じて見直しの働きかけを行ってきたが、総務大臣通知の发出後は、必要に応じ、総務省

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

として個別の団体に直接、見直しを働きかけていくこととした。

本稿では、総務大臣通知に記載された留意事項を中心に、ふるさと納税制度を取り巻く最近の状況について紹介する。なお、本稿中、意見にわたる部分については私見であることであらかじめお断りしておく。

2 通知発出の背景

(1) 第193回国会における審議

第193回国会（平成29年1月20日召集、6月18日閉会）においては、2月16日の衆議院総務委員会における総務大臣所信に対する質疑を皮切りに、地方団体間における過熱する返礼品競争に関して、与野党を問わず各委員から質疑とともに改善を求める意見が相次いだ。平成29年度税制改正においては、ふるさと納税に関する制度改正は行われなかったものの、衆参総務委員会における「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案」の採決後の決議においては、それぞれふるさと納税に関する事項が盛り込まれた。

(2) 有識者・地方団体の実務者等からの意見

一連の国会審議における指摘に対しては、高市総務大臣から、返礼品送付は、ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、各地方団体が独自の取組として行っているものであり、ふるさと納税制度の意義をしつかりと踏まえ、まずは、地方団体が自らの判断と責任の下で、良識ある対応を行っていくことが重要であると答弁した上で、返礼品送付に係る課題を洗い出して、有識者や地方団体の実務者から意見を聞きながら、改善策を検討する方針を表明していた。このような方針の下、総務省では、2月下旬から3月にかけて、有識者や地方団体の実務者、全国知事会、全国市長会、全国町村会に意見を求めた。

有識者や地方団体の実務者からは、ふるさと納税制度そのものについては、都市部の住民が全国津々浦々の地方に関心を持つ大きなきっかけとなつていること、災害時における被災地へのふるさと納税に象徴されるように、ふるさと納税を通じて寄附が身近なものになり、寄附文化醸成の一助になっていくことなど、総じて評価する声が多かった。

返礼品の送付に関しては、「都市部の住民が地方に関心を持つきっかけとなっている」

「地場産業の振興につながっている」などの肯定的な意見があった一方で、行き過ぎた返礼品競争について、「ふるさと納税で得られる金額だけを追い求める現状は、寄附の目的を見失っている」「自治体のインターネット通販の様相を呈しており、ふるさと納税の趣旨とは違ってきている」「各地方団体が地域の活性化にどのように役立てたいかを明確にして、ふるさと納税を募るべき」などの厳しい意見があった。

また、返礼品に関する具体的な課題としては、「返礼割合に一定の上限を設けるべき」「商品券は、地域限定のものでも好ましくない」「地域に生産工場があったとしても電化製品などは、お礼の品というよりは商業的な色彩が強く、ふるさと納税の理念に反する」などの意見があった。

さらに、本来であれば、地方団体自らの責任において自主的に良識ある取組が行われるべき返礼品に関して総務省が対応することについて、地方団体の実務者から、国において具体的な基準を示して欲しいとの意見が多くあり、有識者からも、地方団体間で自主規制すべきだが、その動きがなければ、国が基準を示すこともやむを得ないといった意見があった。

3 通知の内容について

(1) 概要

3月31日、総務省では、ふるさと納税の返礼品送付に係る改善策として、4月1日付けで地方団体に対し、返礼品問題に関する総務省としての姿勢を明確に示すため、初めてふるさと納税の返礼品送付等に特化した総務大臣通知（技術的な助言）を发出することを公表した。これまで具体的な水準を示してこなかった寄附額に対し返礼割合の高い返礼品について、少なくとも、3割を超える返礼割合の返礼品について、速やかに3割以下とすることや、金銭類似性や資産性の高いものについて例示を追加するとともに、換金の困難性や地域への経済効果の如何等にかかわらず送付しないことなど、制度の趣旨に反するような返礼品について、これまでの通知よりも具体的な考え方を示す内容となっている。

なお、総務大臣通知の発出後は、ふるさと納税の趣旨に反する事例について、これまで、都道府県を通じて見直しの働きかけを行ってきたが、今後は必要に応じ、総務省として個別の団体に直接、見直しを強く働きかけていくことを予定している旨も併せて表明している。

(2) ふるさと納税の募集に関する基本的事項

寄附を受ける地方団体は、ふるさとや地方団体の取組を応援したいという寄附を行う納税者の気持ちにこたえるため、寄附金の使い途をできるだけ明らかにすることが求められる。このため、総務大臣通知では、寄附を受ける地方団体に対し、ふるさと納税の募集に関する基本的事項として、「返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む一方、ふるさと納税の使途（寄附金の使用目的）について、地域の実情に応じて創意工夫を図り、あらかじめ十分な周知を行って募集するとともに、寄附金を充当する事業の成果等について、公表や寄附者に対する報告を行うなど、ふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること」としている。

なお、現況調査結果において、ふるさと納税の使い途としては、例えば、障害のある子どもが訓練に用いる義手の貸出しといった福祉の充実、市内小中学校の英語図書を購入といった教育環境の充実、熊本城の復旧といった災害支援などが地方団体から報告され、各地方団体において、地域の実情に応じ、創意工夫を図り、使い途を明確化することで、様々な事業の財源が確保されていることが分かった。

今後、制度の健全な発展を図るためには、各地方団体が、返礼品の送付のみを強調するのではなく、「ふるさと納税」の使い途を明確にして、寄附者の共感を得ながら、募集を行う取組が更に拡大していくことが期待される。

(3) 返礼品のあり方

ふるさと納税については、寄附金が経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、これまで同様、「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示など、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示を行わないことに加え、「金銭類似性」や「資産性」の高い返礼品、「価格が高額」な返礼品、「返礼割合の高い」返礼品といったふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について、「換金の困難性」「転売防止策の程度」「地域への経済効果」等の如何にかかわらず、送付しないことを求めている。

返礼品が換金されたり転売されたりすることは問題であるが、換金や転売がなくなると、これらの返礼品が制度の趣旨に反するようなものであることから、送付しないよう求めるものである。

また、地方団体が送付する返礼品のほとん

どは特産品などであり、何らかの地域への経済効果をもたらすものが多いと思われるが、地域への経済効果があるという理由で各地方団体が制度の趣旨に反するような返礼品を送付し続けられれば、返礼品に係る問題は何ら改善されないことから分かるように、地域への経済効果の如何にかかわらず、これらの返礼品を送付しないことが求められるところである。本来、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえれば、各地方団体は、返礼品の買上げではなく、ふるさと納税により得た資金を活用して実施する事業を通じて、地場産業の振興を図ることが期待されることである。

① 金銭類似性の高い返礼品

金銭類似性の高い返礼品の例示については、これまで同様、プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等が挙げられているが、使用対象となる地域や期間が限定されているものや、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等もこれらの制度の趣旨に反するような返礼品に含まれることが明記されている。

② 資産性の高い返礼品

資産性の高い返礼品の例示については、これまで送付しないよう求めてきた電気・電子

機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車に加え、地方団体の実務者の意見等を踏まえ、家具、宝飾品、時計、カメラ、楽器が挙げられている。

③ 価格が高額の返礼品

価格が高額の返礼品については、結果として高所得者を優遇しているとの批判にもつながること、返礼品競争を過熱させるおそれがあることから、これまで同様、送付しないよう求めている。各地方団体においては、社会通念に照らし、高額と考えられる返礼品について、速やかな見直しが求められる。

なお、高所得者が、ふるさとや応援したい地方団体の取組を積極的に支援すれば、地方創生を進める上で大きな効果を生むことから考えると、これまで指摘されてきたふるさと納税が高所得者を優遇しているとの批判は、所得の高さに応じて寄附金税額控除の上限が高くなることではなく、高額な返礼品や返礼品割合の高い返礼品が提供されれば、結果的に高所得者が大きな利益を得ることに対するものと理解すべきであろう。

④ 返礼品割合の高い返礼品

寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（返礼品割合）に関しては、「社会通念に照らし、良識の範囲内のもの」とし、「少なくとも、

返礼品として3割を超える返礼品割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること」を求めている。この3割という返礼品割合については、ふるさと納税受入額（平成27年度約1653億円）に対する返礼品調達に要する経費（同約633億円）の比率が4割程度に達した最近の状況に対して、過度な返礼品競争となつているとの指摘が散見されるようになったこと、ふるさと納税の募集に関して平均的な取組を行っている地方団体における返礼品調達に要する経費の比率がおおむね3割であること、有識者から、社会通念上、3割程度が上限ではないか、などの指摘があったことを踏まえたものである。

なお、この返礼品割合に関する要請については、地方団体間の返礼品競争の過熱が指摘される現状において、特に返礼品割合が高い返礼品を送付している地方団体に対し、速やかな見直しを求めるものであって、返礼品割合の妥当な水準を3割とする趣旨ではない。もとより、これまで寄附者に対し、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえて謝礼状の送付のみによって謝意を表してきたような地方団体を要請の対象としているものではなく、このような良識ある対応を行っている地方団体においては、同様の取組が続くことが期待される。こ

の点について、総務大臣通知の趣旨を補足する観点から、同日付けで課長通知を發出している。

⑤ 住民に対する返礼品

ふるさと納税は、納税者の選択により、ふるさとへの思いや、地方団体の様々な取組を応援する気持ちを実現することが制度の趣旨である。ふるさと納税研究会における検討では、「税」を分割する方式についても議論されたが、住所以外の地方団体の課税権を法的に根拠付けることは困難であることから、寄附金控除の仕組みを活用して導入された。したがって、ふるさと納税制度が目的としていることは、住所以外のふるさと等への寄附である。また、寄附を行った地元住民に対して返礼品を送付することは、通常の納税を行う住民との間に公平性の問題も生じ得る。こうしたことから、今回の通知により、有識者の意見等も踏まえて、地元住民に対する返礼品の送付を自粛するよう求めることとされたと考えられる。

なお、従前から行われている篤志家などによる住所地の地方団体に対する寄附そのものを否定するものではないと考えられる。

(4) 一時所得について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用は、ふるさと納税が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものである。具体的には、他の一時所得と合わせ、その年中の一時所得に係る総収入額からその収入を得るために支出した金額の合計額及び50万円を引いた残額について、課税関係が生じることとなる。このことについて返礼品を送付する団体は、「返礼品の送付の際などに、寄附者に対して周知すること」が明記されている。

(5) ふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費について

返礼品競争の過熱などを通じて、各地方団体において、返礼品の調達費用を含めふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費が増えることは、財源に限りがある中で、住民福祉の増進のために必要とされる施策に充てられる地方団体の財源が実質的に減少するこ

とにつながるものとなる。平成28年度におけるこれらの経費は約1485億円となっている。こうしたことから、総務大臣通知では、各地方団体は、これらの経費の支出に当たっては、(3)の各事項に沿って対応するとともに、「公益上の必要性等を十分精査すること」を求めている。

この点については、国会における審議等において、特定の事業者が地方団体から返礼品を受注することに、公平性の観点からの指摘がなされていることにも留意する必要がある。各地方団体におかれては、ふるさと納税に係る返礼品の調達に要する経費の支出に当たって、返礼品の送付を通じて地域の特産品の宣伝を行うなど様々な政策上の目的を有する場合であっても、議会や住民に対して説明責任を果たすことができるよう、公正性や透明性の確保に十分配慮しつつ、適切な対応が求められるところである。

(6) その他

返礼品とは別の課題ではあるが、寄附を行う納税者の個人情報管理については、ふるさと納税の事務の遂行に当たって重要であり、平成29年から申告特例通知書にマイナンバーが記載されることとなったことを踏まえ、総務大臣通知では、寄附を受けた地方団

体に対し、「ふるさと納税に係る申告特例通知書において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを複層的に確認するなどマイナンバーの適切な取扱いを含め、寄附者の個人情報厳格に管理すること。特に、返礼品の送付に關し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること」を求めている。

4 ふるさと

総務大臣通知の発出後、全国市長会では「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月12日）において「制度本来の趣旨を踏まえ、適切に対応していく」旨、全国町村会では「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について（申し合わせ）」（平成29年4月26日）において「総務大臣通知に沿って、責任と良識のある対応をしていく」旨、表明されている。

また、総務省では、ふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品を送付していると考えられる地方団体に対し、個別に文書等により、そのような返礼品を送付しないよう要請しており、これらのうち多くの地方団体が見直しの意向を示している。こうしたことから、地方団体において総務大臣通知の趣旨に対す

る理解が着実に浸透しつつあると考えられる。今後、ふるさと納税が国民の信頼を得つつ、地方創生に資する制度として、健全な発展が図られるようにするためには、各地方団体が足並みをそろえて、総務大臣通知に沿った対応を行っていただくことが重要であり、地方団体の関係者におかれては、既に、返礼品競争の過熱に伴い、ふるさと納税制度そのものに対する批判までもが現れてきていることを踏まえ、必要な見直しを速やかに進めていただくことが期待されるところである。

●第45号（2016年5月発売） 定価（本体1,150円＋税）

・特集 移住促進と自治体

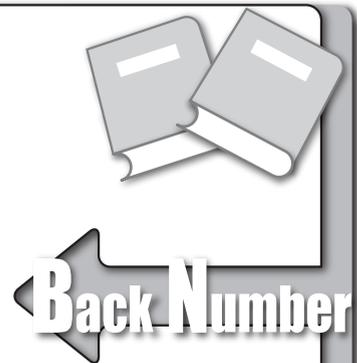
働き方の構造転換を見据えて「全国移住ナビ」による情報発信
地域おこし協力隊 任地に定住する若者
浜田市 介護人材確保のためのシングルペアレント受入事業
津山市旧阿波村 合併から10年、住民との協働による新たな『村』づくり
京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例
飯豊町ふるさと定住いいですね条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

芦屋市屋外広告物条例
伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

・トピックス

行政不服審査会の共同設置
公職選挙法の一部改正（選挙人名簿登録制度の見直し有権者の投票環境の向上）



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい | フリーコール（通話料無料） | TEL：0120-953-431 | Web | URL：https://gyosei.jp
受付時間：月～金 9時から17時 | FAX：0120-953-495 | サイト